

第 471 回 電力・ガス取引監視等委員会【第 1 部 公開開催】

議事録

日 時：令和 5 年 10 月 10 日(火) 14:00～14:16

場 所：経済産業省 本館 6 階東 1 応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、北本委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長　ただいまから「第471回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、事務局より御説明をお願いいたします。

○田中総務課長　本会合は、オンラインでの開催としております。なお、議事の模様は、インターネットで同時中継を行っています。

第 2 部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長　ただいま御説明がありましたように、「議事次第」において「第 2 部」として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、ただいまお話のあったとおりにさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、まず議題の 1 「託送供給等に係る収入の見通しの変更承認申請について」に関しまして、鍋島NW事業監視課長から、御説明をよろしくお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長　それでは、資料 3 について御説明いたします。

まず、(趣旨)ですけれども、本年度から、新たな託送料金制度（「レベニューキャップ制度」）が導入されております。昨年度に、本委員会及び料金制度専門会合で検証を行っていただきました。

先般、電気事業法第十七条の二第四項に基づき、各一般送配電事業者から 9 月 29 日付けで経済産業大臣宛てに、第一規制期間（2023～2027 年度）の収入の見通しに係る変更承認

申請がなされました。10月4日付けで、経済産業大臣から本委員会に意見が求められています。

各社の申請の必要性や申請額の妥当性について、料金制度専門会合において審査することについて御審議いただきたいと考えております。

「経緯・概要」ですけれども、9行目から16行目は、先ほど申し上げたとおり、本年度から開始されているレベニューキャップ制度については、昨年12月に経済産業大臣により承認がなされ、本年1月に経済産業大臣により認可がなされたと書いております。

レベニューキャップ制度におきましては、「エネルギー政策の変更及びエネルギー情勢の著しい変化」等に起因して、収入の見通しに乖離が発生する場合や、「一般送配電事業等を能率的かつ適正に運営するため、特に必要があると認められる」場合には、「期中調整」が認められております。

先ほど申し上げたとおり、先般、9月29日付けで期中調整申請が行われ、10月4日付けで、本委員会に意見の求めがあったところです。

なお、24行目以下ですけれども、各事業者からの申請理由としては、昨年の申請時点では実績が確定していなかったもの、または、想定値について約定や公募の結果を受けて、規制期間における実績値に乖離が生じると見込まれることなどが理由という説明がされております。具体的に言えば、昨年度の夏季・冬季の追加供給力確保に係る実績費用、インバランス収支額及び最終保障供給契約に基づく電力供給に関する収支額の実績費用、それから、容量市場の約定結果の反映などが挙げられております。

33行目以下の「今後の見通し」ですけれども、この収入の見通しの変更承認申請については、料金制度専門会合において審査を行っていただいた上で、本委員会の意見をまとめ、経済産業大臣に回答することとしてはどうかと考えております。

なお、そうした承認が経済産業大臣からなされた場合には、法律に基づいて、各事業者は、その収入の見通しを公表することとなりますし、その後、経済産業大臣宛てに、託送供給等約款の変更認可申請を行う運びとなると考えております。

その際には、2024年度から導入される発電側課金に係る単価等の変更を含めて変更認可申請がなされる見込みと考えております。

御説明は以上です。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見があり

ましたら、お願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、料金制度専門会合で厳格に審査をいただきまして、その後、本委員会としての意見をまとめることとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり、まずは、料金制度専門会合で厳格に審査をいただくことといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の2「2022年度以降のインバランス料金制度について（中間とりまとめ）」のパブリックコメントの募集について」に関しまして、鍋島NW事業監視課長から、御説明をよろしくお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長　それでは、資料4について御説明します。

まず、「1. 経緯」についてですけれども、インバランス料金は、2022年度（昨年度）から新インバランス料金制度が導入されております。その内容は、「2022年度以降のインバランス料金制度について（中間とりまとめ）」という文書にとりまとめられております。

この中間とりまとめは、最初に2019年（令和元年）12月17日に制定されまして、2021年（令和3年）12月21日に改定されているものであります。

前回の中間とりまとめの改定時においては、「将来的には補正料金算定インデックスを広域予備率と一本化することを目指す」と書かれております。

また、補正インバランス料金におけるCの値に関しまして、「2022年度から2023年度までの2年間は、暫定的な措置として200円/kWhを適用する」とされております。

こうした状況を踏まえまして、2024年度以降のインバランス料金制度を検討するため、制度設計専門会合において議論を行いました。前回の会合において中間とりまとめを改定することについて、制度設計専門会合としての了承を受けたところです。

その内容ですけれども、31行目以下に書いておりまして、主な点は3点です。

36行目で、補正料金算定インデックスは、広域予備率を参照する方向で改正する。

それから、38行目以下ですが、次のページに行きまして、2024年度のCの値は引き続き暫定的な措置として200円/kWhを適用し、2025年度以降に関しては、別途検討する旨を記載する。

それから、43行目以降ですけれども、各コマの限界的なkWh価格の決定方法に関しまして、2023年度以降は、5分ごとの指令によって運用されていることを踏まえた記載にする。

この3点の改正について了承を得たところであります。

26行目に戻っていただきまして、こうした内容を御確認いただくとともに、パブリックコメントを行うことについて御審議いただきたいと考えております。

なお、パブリックコメントは、当委員会です承を得られ次第、速やかに実施し、1か月ほどの意見募集期間を設ける予定であります。

説明は以上です。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。——御意見ございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、ただいま事務局から御説明がありました対応方針のとおり、委員会として対応したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおりに対応することといたします。

事務局におかれましては、この方針で進めていただきますようお願いをいたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の3「一般送配電事業者の託送供給等約款の変更認可について」に関しまして、NW事業監視課の高橋管理官から御説明を、よろしくをお願いいたします。

○高橋管理官 NW事業監視課の高橋でございます。資料5を御覧ください。私からは、「一般送配電事業者の託送供給等約款の変更認可について」、御説明を申し上げます。

3行目、(趣旨)のところですが、一般送配電事業者10者から、2023年9月25日付けで、経済産業大臣宛てに託送供給等約款の変更の認可申請がありました。そして、10月3日付けで経済産業大臣から意見を求められましたので、本日の、この委員会で御審議をいただきたいと考えています。

適用年月日ですが、15行目になりますが、12月27日から適用するという申請でございます。

17行目以降、**経緯**ですけれども、今回の申請内容は、再給電方式につきまして、これまで当委員会の制度設計専門会合とか資源エネルギー庁の審議会の再エネ大量小委で議論をされてまいりました。それで、調整電源以外の電源も含めた一定の順序で出力制御をするという再給電方式（一定の順序）について、これは2023年12月末までに開始することと整理をされました。

これを受けまして、今般の変更認可申請に至ったところでございます。

再給電方式につきましては、簡潔に申し上げますと、29行目以降に書いておりますけれども、説明は割愛させていただきます。

38行目以降ですが、**申請内容**になります。

「主な変更内容」ですけれども、43行目ですが、まず、託送約款には、この再給電方式を導入するに当たって、基幹系統とかローカル系統とか、こういった定義されていない用語、これらを用語の定義として追加をするということでございます。

それから、45行目ですが、この給電指令は、一般送配電事業者が行うことから、約款の中には「給電指令の実施」が定められておりますけれども、その条項の中に、「基幹系統及びローカル系統で系統混雑が発生する場合」を追加するといったものでございます。

それ以下、料金の単価とか精算単価、これらを追記するといった申請内容でございます。

続きまして、**審査内容**につきましては、別添1のとおり電気事業法第18条第3項に、審査基準が定められておりますけれども、今回の申請は、特に託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがないという基準を見ますと、不当に厳しい供給条件を設定するものではないということなど、審査基準に照らして「問題ない」と考えている次第でございます。

つきましては、結論としましては、7ページになりますけれども、経済産業大臣宛てに「認可することに異存ない旨」の回答をすることでいかがでしょうかというところでございます。

簡潔ではありますが、私からの説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会としまして、本申請に係る変更認可をすることに異存はない旨を、経済産業大臣に意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

○高橋小売取引検査管理官 ありがとうございました。

○横山委員長 それでは、第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田中総務課長 事務局から1点、お伝えします。

前回の委員会からの間に1件、書面開催を行っております。

「容量市場2023年度メインオークションに係る事前監視の結果報告」につき、10月2日付けで、今後の対応方針について決定をしております。

議事録につきましては、案が出来次第お送りしますので、御確認のほどをよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、これにて第1部を終了といたします。

——了——